

令和2年 8月 27日

富山県営水力発電所を活用した 「とやま未来創生でんき」の創設に向けた合意について

富 山 県
北陸電力株式会社

富山県（知事：石井 隆一）と北陸電力株式会社（代表取締役社長 社長執行役員：金井 豊）は、本日、富山県営水力発電所を活用した電気料金メニュー「とやま未来創生でんき」の創設について合意いたしました。

本電気料金メニューは、富山県と北陸電力株式会社が相互に連携しながら地域が抱える課題やニーズに対応し、とやまの未来創生に寄与することを目的に昨年10月15日に締結した「とやまの未来創生に関する富山県と北陸電力株式会社との包括連携協定」に基づくものです。

【「とやま未来創生でんき」の概要】

本電気料金メニューは、「とやま未来投資応援でんき」、「とやま移住応援でんき」、「とやま水の郷でんき」で構成します。本メニューの供給期間は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までとし、以下の方向性で検討を進めます。

1. とやま未来投資応援でんき

対 象：本社機能等を富山県へ移転・富山県内で拡充する企業
富山県で設備投資・工場新增設等を行う企業

割 引：北陸電力株式会社が提供する法人向け電気料金メニューから5%程度を
1年間割引

2. とやま移住応援でんき

対 象：富山県への移住・UIJターン世帯

割 引：北陸電力株式会社が提供する一般的な家庭向け電気料金メニューから
5%程度を1年間割引

3. とやま水の郷でんき

対 象：高圧以上で受電する富山県内企業

付加価値：富山県営水力発電所から産み出される電気を活用して、環境価値に加え、特定電源価値（水力発電所由来の電気）および産地価値（「富山県産」）を付加する。産地価値については、富山県の水力発電所を使用していることを示す証明書を交付する。

加算単価：北陸電力株式会社が提供する法人向け電気料金メニューに2.20円/kWh（税込）を加算

詳細な割引単価や募集要件等の詳細については、令和2年12月を目途に、改めてお知らせします。

本電気料金メニューを創設することで、富山県の人口や雇用の増加、地域の低炭素化等、とやまの未来創生に寄与することを目指します。

<別紙1>「とやま未来創生でんき」の概要

<別紙2>富山県営水力発電所を活用した電気料金メニューの創設に向けた基本合意書

<参 考>とやまの未来創生に関する富山県と北陸電力株式会社との包括連携協定書

【お問い合わせ】

富山県企業局電気課（電話）076-444-2146

北陸電力お問合せ窓口（電話）0120-167540

「とやま未来創生でんき」の概要

割引支援メニュー

とやま未来投資応援でんき とやま移住応援でんき

富山県の「地域創生，魅力発信」を目的に，北陸電力の標準的な電気料金から割引した価格で電力を供給

対象： 本社機能等の移転・拡充
設備投資、工場新增設等企業

対象： 移住・UIJターン世帯

CO₂フリーメニュー

とやま水の郷でんき

CO₂排出削減に取り組む県内の企業向けにCO₂フリーの富山県営水力発電所の電気・環境価値を供給

対象： 高圧以上で受電する県内企業
排出係数の扱い： 「CO₂排出係数＝ゼロ」として取り扱いが可能

とやまの未来創生に関する包括連携協定



富山県企業局の水力発電所の低廉・クリーンな電気を活用



庄東第二発電所 小矢部川第二発電所 大長谷第三発電所 上市川第一発電所 仁歩発電所

電気

環境価値



割引

電気料金のお支払い

北陸電力の系統電気
(富山県の電気含む)

新規立地等企業、移住・UIJターン世帯

電気料金の削減により富山県への企業立地や移住を後押し

富山県産
(証明書交付)

電気 + 環境価値

環境価値分を
加算

電気料金のお支払い

CO₂排出削減に取り組む県内企業

地域環境配慮や地産地消を通じた企業価値向上

富山県営水力発電所を活用した電気料金メニューの創設に向けた基本合意書

富山県（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）は、富山県営水力発電所の電気及び環境価値を活用した富山県の発展に資する電気料金メニューを創設するため、基本合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本合意書の締結は、甲と乙が、とやまの未来創生に寄与するため、令和元年10月に締結した「とやまの未来創生に関する包括連携協定」に基づき、富山県営水力発電所の電気及び環境価値を活用した富山県の発展に資する電気料金メニューを創設することを目的とする。

（合意事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について次の方向性で検討することを合意する。

- 甲と乙は、富山県営水力発電所を活用した電気料金メニュー「とやま未来創生でんき」を創設する。供給期間については、令和3年4月1日から令和7年3月31日までとする。
なお、「とやま未来創生でんき」の変更等が必要な場合には、甲と乙で協議する。
- 「とやま未来創生でんき」は、「とやま未来投資応援でんき」、「とやま移住応援でんき」、「とやま水の郷でんき」の3メニューで構成し、次の方向性で検討する。

ア. とやま未来投資応援でんき

対象：本社機能等を富山県へ移転・富山県内で拡充する企業
富山県で設備投資・工場新増設等を行う企業

割引：乙が提供する法人向け電気料金メニューから5%程度を1年間割引

イ. とやま移住応援でんき

対象：富山県への移住・U I J ターン世帯

割引：乙が提供する一般的な家庭向け電気料金メニューから5%程度を1年間割引

ウ. とやま水の郷でんき

対象：高圧以上で受電する富山県内企業

付加価値：富山県営水力発電所から産み出される電気を活用し、環境価値に加え、特定電源価値（水力発電所由来の電気）及び産地価値（「富山県産」）を付加する。
産地価値については、富山県の水力発電所を使用していることを示す証明書を交付する。

加算単価：乙が提供する法人向け電気料金メニューに2.20円/kWh（税込）を加算

（有効期間）

第3条 本合意書の有効期間は、本合意書締結日から令和7年3月31日までとし、本合意書を合意解除する場合は、有効期間満了の1か月前までに相手方に書面により申し出るものとする。

なお、合意解除にあたっては、甲乙は相互に何らの損害賠償義務も負わないものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本合意内容の検討又は協議により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 甲及び乙は、前条に定める有効期間の満了により本合意書が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

（協議）

第5条 本合意書に定めのない事項又は本合意書の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本合意書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年8月27日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県知事

石井隆一（自署）

乙 富山県富山市牛島町15番1号
北陸電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員

金井豊（自署）

とやまの未来創生に関する富山県と北陸電力株式会社との包括連携協定書

富山県（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、とやまの未来創生を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、とやまの未来創生に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1） 環境・エネルギーに関すること
- （2） 地域の安全・安心、災害対策に関すること
- （3） 産業振興、移住・U I J ターン対策の推進に関すること
- （4） 観光振興・まちづくり・文化の振興に関すること
- （5） 子育て支援・多様な人材の育成に関すること
- （6） 健康増進・スポーツ振興、SDG s の普及推進に関すること

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要な都度、協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和2年3月31日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による解除の申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を継続するものとし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 甲及び乙は、前条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年10月15日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県知事

石井隆一（自署）

乙 富山県富山市牛島町15番1号
北陸電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員

金井豊（自署）